

前月号「怒れ怒れ」を読んで*

太 田 健 一 郎**

先月号(昭和44年1月号)の談話室にのせられた西村恕彦氏の「怒れ 怒れ」を読んで、今日話題となっている情報産業の基盤に対する重要な問題点が指摘されているのを感じた。しかし、同時に学会誌の掲載された文として、不適當ではないかと思われる箇所も見受けられたので、一筆する次第である。

西村氏は COBOL に関するいくつかの著作を、著者、タイトル、箇所を比較し非難しておられるが、その非難は大きくふたつに分けて、「COBOL 解説文の無断引用」(著作権問題)と「コーディングしたプログラムの無断使用」(プログラム権の問題)とになるものと思われる。問題は、いわゆるプログラム権をめぐる点に重きがおかれていると考えられる。COBOL は事務計算から言語処理にまで用いられる汎用の言語なので、その解説は種々の立場からのものがあり得ようし、コーディングの結果が類似したものとなることも考えられる。一方的な非難に同意しかねる理由のひとつはここにある。

COBOL の開発・公表に際して、委員会 CODASYL は COBOL の自由使用を認めるとともに、解説書類の発行に際しては、謝辞を掲げることを希望している。COBOL 61 のマニュアルには、COBOL システム開発の由来や開発に参加した団体名などが述べられている。その中で COBOL 仕様を複写・転載することの自由、再編の自由が告げられると同時に、将来にわたって改良・前進をはかるという決意が語られている。これはソフトウェア開発とその発展に対するひとつの見識であると思う。CODASYL はすべての使用者に対し、COBOL を広く使用することを期待するとともに、システムの向上をはかるため、関係者の協力を依頼しているわけである。COBOL に関して権利を云々することについては慎重な態度が望まれる。たとえば、西村氏が日本における COBOL 解説に「進歩がない」のを「怒って」おられるとしても、それは多少頑迷ではないかと思う。電子計算機は現在幅広く利用

されており、また、今後いっそうの活用が予想されているものである。プログラミングの解説書も、それに応じてさまざまなタイプのものであつてしかるべきである。たとえば、私は西村氏の文中で非難の対象となっている大林氏の著作に目を通したことがあるが、COBOL で使用される語は定まったものであるので、語の配列をアルファベット順とし解説を1行程度で済ませようとすれば、同じような表現になることはありうろと思われる。「独自のものがなければならない」とのことであるが、COBOL の意味や解釈に専心している人にとっては大問題であっても、一般実務家にとっては大同小異な事柄が多いので、多少無理ではないかと思う。

コーディングしたプログラムの無断使用に対する西村氏の非難がある。プログラム権に関しては困難な問題があり、即断することはむずかしい。しかし、こうした問題に対しては、少なくとも当事者の方々と話し合ってから発表すべきではなかったかと思われる。前号に掲載された西村氏の文章の中には、相手側のいい分がなく、まず、当事者間の連絡はなかったものと推察される。これは学会誌の内容として適正を欠いたと思う。この点に関しては、編集委員会に重大な手落ちがあったのではないかと考えられる。客観的にみて、文章の内容は一方的であり、事前に編集委員会がもっと慎重に調査を行なうなり、討論を行なうなりすべきであった。

西村氏は文章の後半でメーカー、ユーザーにおけるソフトウェア権について述べておられる。ソフトウェア権の保護は学問的な問題であると同時に、産業界も含めた技術関係者すべてにかかわる大きな問題である。このためプログラムの権利に関する基準の設定が関係者から切望されており、多くの人々の協力が必要とされる。しかし、私的な感情を交え、個人間で権利が侵害されたとかしないとかいうことは、学会誌で論ずべきことではないように思う。Aが個人的にBを非難しBがそれを受けて応酬するというようなことが、この誌上で行なわれるとするならばはてしがなく、せっかくの学問研究の場がつまらぬ論議に費やされるこ

* About "Be Angry, Be Angry", published last month, by Kenichiro Ota (Research Section, Ministry's Secretariat, Ministry of International Trade and Industry)

** 通商産業省官房調査課, 非会員

とになる。学会誌はこの種の論文を掲載すべきではないと考える。

今日、情報とかソフトウェアといった形のないもの(財)に価値を付与する考え方は、徐々に普及しつつある。これは情報、ソフトウェアの作成に要する人力、資金を考えれば当然のことであるが、従来、対価を支払うのは商品など形のあるものに限るような慣行が一般的であった。このため、ともすると情報とかアイデアなど無形のものに対価を支払う必要は一般に認識されなかったといってよい。しかし、データの書き込まれた磁気テープが、何も書かれていない磁気テープと同じ値段で取引されるということは次第になくなる傾向がでてきている。将来、第四次産業として、社会に対して深い影響力を及ぼすと思われる情報産業が、わが国においても発展し、国民ひとりひとりがその利益を享受するためには、情報、ソフトウェア、アイデアなど無形のものにも対価が支払われるべきであるとする考え方を徹底する必要がある。そうした観点から、もちろん、プログラムに対する何らかの権利付与と保護が制度として確立することが重要であろう。ただ、プログラム権は複雑な問題をかかえているので、

これが現行の特許のように、公的機関で制度として行なわれるようになるまでには、いまだ時間がかかるであろう。関係方面の検討は進みつつあるようだが、プログラムには一般の物あるいは技術に対する特許権、書物の著作権双方とも異なる特殊性がある。表現・論理・手法等々が類似しているからといって自己の権利を主張したり、他人からの侵害を許えたりすることは、現時点では慎重に構えた方がよいのではないかと思われる。

プログラム権を考えるときは、プログラムの論理構造はもとより、背景となっている基礎科学にまでさかのぼってみることが必要であろうし、また、そのプログラムの社会的効用も判断に加味されるべきであろう。言語は今後自然語に近いものも発生するであろうが、共通語だと表現が類似しがちなので、これをどう考えるかも問題である。

以上、今後、学会誌上ではプログラム権のようなものを論議する際に、個人的感情をぬきにした学問的側面からのものだけに限るよう編集委員会に希望して結びとしたい。(昭和44年2月13日受付)